

質問回答書

令和7年7月11日

名称 (仮称)松本市役所保健所庁舎新築工事設計業務委託

松本市長 臥雲 義尚

標記業務委託の質問について、下記のとおり回答いたします。

番号	質 問	回 答
1	6参加資格の(ケ)について、一級建築士免許の登録がされている者を4名以上自社で雇用していることとありますが、雇用主が一級建築士免許の登録をしていて、雇用主を含めて自社所属の一級建築士が4名の場合、本業務の参加資格はありますでしょうか。ご教示をお願いいたします。	雇用主を含めて自社所属の一級建築士が合計4名に達している場合は、本要件を満たすものとします。
2	プロポーザル実施要領の、8 参加表明書の作成要領等について(2) ウ 当該事務所の同種・類似業務実績は、新築のみでしょうか。改修、長寿命化は対象となりますでしょうか。	新築工事だけでなく、大規模改修工事及び長寿命化事業の実績においても類似業務実績として認めます。
3	当該事務所の概要(様式2)の作成において、当該事務所の技術者職員数、資格保有者数については、松本本社以外に弊社東京事務所の人数も算入して良いでしょうか。	算入を可とします。
4	当該事務所の同種・類似業務実績(様式3)の作成において、基本設計業務のみを契約し、契約履行が完了している物件についても実績として良いでしょうか。	基本設計業務のみを契約し履行完了したものについては、同種・類似業務実績としては認められません。基本設計から実施設計までの一連の設計業務が完了しているものを実績としてください。
5	6参加資格 (5)協力事務所について伺います。 エ 協力事務所の資格要件等 (イ)設備事務所に必要な要件 bについて、「入札参加名簿に登録されていること。または、同等規模以上の実績を有する」とありますが、同等規模以上とは 2,000 m ² 以上の建築物の実績を有すると考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。

6	参加表明書の関連資料の様式3～5にあります、「同種・類似」について伺います。 本施設の機能や内容に鑑み、「同種」業務については、事務所施設（業務施設）及び医療施設（動物病院含む）と考えてよろしいでしょうか。また「類似」業務は全ての公共施設と考えて宜しいでしょうか。	「同種」業務については実施要領 8-(2)-ウ-(ア)、「類似」業務については実施要領 8-(2)-ウ-(イ)にそれぞれ記載しているとおりです。
7	プロポーザル実施要領 6-(2)-イ-(エ) 建築（構造）分野、電気設備分野、機械設備分野において、他の提出者の協力事務所と重なってはいけないと解釈しますが、それについては参加表明書を提出後、見比べていただくまで正確に分からない事項です。よって、「建築（構造）分野、電気設備分野、機械設備分野において、提出者が他の提出者の協力事務所となっていないこと」と読み替えてよろしいでしょうか。	読み替えていただいて構いません。
8	プロポーザル実施要領 6-(5)-エ-(ア)(イ) 電気設備分野と機械設備分野を協力事務所にその専門分野を委託する場合、設備事務所については(ア)の要件ではなく(イ)の要件とするとの解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
		以上